

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	
【経営力の強化や活力ある企業の育成】	
1 チャレンジする企業の成長・発展支援	
(1) 中小企業経営革新事業	
【意見1-1】本事業におけるコーディネーターの稼働時間などを可及的に把握する方策を検討すべきである。	
<p>本事業は、委託料の大部分はコーディネーターに対する謝金などの人件費であることから、委託料の相当性を明らかにするため、コーディネーターの実際の稼働状況を把握するための方策を検討されたい。</p>	<p>コーディネーター及び職員の稼働状況については、定期的に相談対応記録や出勤簿を確認し、委託料の相当性や積算の内容の検証を行うこととした。</p> <p>なお、令和3年度、令和4年度の稼働状況を調査した結果、人件費は実際の勤務時間に応じて支払われていることを確認した。</p>
(2) 中堅企業への成長支援事業	
【意見1-2】本事業の成果報告において地域経済に対する波及効果に関する検証も盛り込むことを検討すべきである。	
<p>本事業の目的として、地域経済への大きな波及効果が期待されていることから、県内における雇用が増加したことや県の税収が増加した等の効果を明らかにすることで事業効果の検証を図ることを検討すべきである。</p>	<p>本事業の地域経済への波及効果を検証できるよう、委託事業者からの事業完了報告書に地域経済への波及効果に関する項目を追加し、報告を求めることとし、その内容を踏まえ、適切な時期に、税収への影響など、県全体の地域経済への波及効果の検証を行うこととした。</p>
【意見1-3】本事業の執務状況を把握したうえで、執務内容に応じた委託料を設定するよう検討すべきである。	
<p>本事業の有効性を否定するものではないが、現状の委託料が相当であることを明らかにしておくために、プロジェクトマネージャー及び専従職員の具体的な稼働状況を完了報告書等において明らかにしておくべきである。</p>	<p>委託事業者からの事業完了報告書にプロジェクトマネージャー及び専従職員の稼働状況に関する項目を追加し、報告を求めることとした。</p>
(4) IOT等導入実践研修等事業	

<p>【意見 1-4】講座を実施した場合には、可能な限り、アンケートを回収するよう方策を検討すべきである。</p>	
<p>令和3年度に開催された講座のアンケートの回収率は必ずしも高いものではない。この点、新型コロナウイルス感染症の影響でウェブを利用した講座が増加したこともアンケートの回収率に影響していると思われるものの、講座の内容の検証のためにも、講座の受講者に対しては、極力アンケートに回答してもらえるよう方策を検討すべきである。</p>	<p>令和5年度の類似事業について、委託仕様書にアンケートの回収率の目標値を記載するとともに、その達成に向けた工夫を盛り込むよう求めることとした。</p>
<p>2 企業の経営安定及び持続的発展支援</p>	
<p>(1) 中小企業支援センター事業</p>	
<p>【意見 1-5】パンフレットの効果測定の方策について検討すべきである。</p>	
<p>本事業の効果測定は、把握が困難な状況にあるが、例えば、相談者がどの広告媒体によって本事業を把握したか等をアンケート項目に加えて、アンケートを実施する等の方策を検討すべきである。</p>	<p>年間2,500件を超える相談が来る中、その相談者に対し、どの広告媒体によって本事業を把握したかを確認することは負担が大きく、アンケート調査を実施することまでは考えていないが、中小企業支援センター事業の普及啓発に向け、事業説明会や各種研修会、メールマガジンなどにより周知を行っている。</p>
<p>(2) 小規模事業支援事業</p>	
<p>【意見 1-6】本事業の効率性を明らかにすることを検討すべきである。</p>	
<p>岡山県における経営相談事業は、県の予算に基づいて、中小企業支援センター及び商工会・商工会議所において実施されており、その補助金は17億円をこえる。</p> <p>相談事業などについては、棲み分けがなされているとのことであるが、補助金額が相当であることについては、客観的な検証が必要と思われることから長期的な対応も含めて、本事業の効率性の検証について検討をすべきと考える。</p>	<p>商工会・商工会議所等に対する補助金額の基礎となる経営指導員の配置については、国が5年ごとに実施する経済センサス活動調査の数値等により見直しを行っている。また、各商工会等においても支所等の統廃合や、適正な人員配置に努めているところである。</p>
<p>3 円滑な事業承継の推進</p>	
<p>(1) 事業承継による成長支援事業</p>	
<p>【指摘事項 1-1】事業承継を積極的に推進するため、現在の委託事業に加えて、事業承継を積極的に進める施策を検討すべきである。</p>	

<p>経営者に対して、事業承継を勧めることは、当該経営者に対して引退を勧奨する側面もあり、信頼関係の構築がない段階において提案することがはばかれる事情があるものの、本事業は、事業承継のための磨き上げを目的とするものであり、本事業によって、事業承継が促されており、有効性が認められると考える。</p> <p>現状では、本事業によって直ちに事業承継件数の増加が認められるわけではない。しかしながら、中小企業の事業承継を促進することは、岡山県のみならず、日本全体における喫緊の課題であることを踏まえれば、本事業にとどまらず、岡山県として、積極的に事業承継の推進に取り組むことが必要であると考ええる。</p>	<p>引き続き、地域経済が持続的に成長・発展するよう、専門家の派遣等を通じ事業承継のための企業価値の磨き上げを支援するとともに、岡山県事業承継ネットワークを活用して関係機関と連携しながら効果的な事業を実施し、事業承継の支援に積極的に取り組むこととしている。</p>
<p>【意見 1-7】本事業の委託料の方式について、事業承継が積極的に成立するような委託料の方式の採用を検討すべきである。</p>	
<p>本事業は、事業承継の前提として、事業の磨き上げを行うものであり、直ちに本事業によって事業承継の件数が増加するという性質の事業ではない。</p> <p>本事業の目的は、事業承継の促進であり、事業承継の成立件数は、一つの指標として考慮せざるを得ず、現状の事業承継の件数は費用に見合っていないと思われることから、委託料の方式を検討すべきである。</p>	<p>本事業は、事業承継に向けた企業の磨き上げを支援するものであり、事業承継結果は支援の数年後に表れることから、成立件数と委託料を連動させるような委託方式の導入は困難と考える。</p> <p>引き続き、岡山県事業承継ネットワークを活用した、フォローアップに努め、地域経済が持続的に成長・発展するよう、事業承継のための企業価値の磨き上げに取り組むこととしている。</p>
<p>4 Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進</p>	
<p>(2) 企業と大学の共同研究センター運営事業</p>	
<p>【意見 1-8】企業人材育成事業のアンケート回収率を高める方策を検討すべきである。</p>	
<p>企業人材育成事業のアンケート回収率は、50%に満たない。アンケートは事業内容の見直し等事業の有効性を高めるための有効な手段となることから、同事業のアンケートの回収率を高める方策を検討すべきである。</p>	<p>アンケート項目の簡素化と受講者に対する回答の再提出依頼（失念防止）により、回収率が44.8%から78.7%に上昇した。</p>
<p>(3) EV関連技術対応促進事業</p>	
<p>【意見 1-9】セミナーについてアンケートの回答率を向上させる施策を検討すべきである。</p>	
<p>より多くの参加者の意見を収集し、改善に繋げられるようアンケートの回答率を向上させる方策を検討すべきである。</p>	<p>アンケート項目の簡素化と、開始時と終了前にアンケートの趣旨説明を実施することとした。</p>

5 先端技術による地域産業の強化・支援	
(4) 実践的オープンイノベーション促進事業	
【意見 1-10】技術セミナー及び研究会においてアンケートの回収率を向上することを検討すべきである。	
<p>本事業の技術セミナー及び研究会の効果検証を実施するにあたっては、アンケートは有効な手段となり得るうえに、事業が有効であることを示す資料となることから、参加者に対するアンケートの回収率を現状よりも向上させる方策を検討すべきである。</p>	<p>アンケート項目の簡素化と、開始時と終了前にアンケートの趣旨説明を実施することとした。</p>
6 企業を支える産業人材の育成・確保	
(3) N E X T ものづくり自社ブランド製品創出事業	
【意見 1-11】おokayamaものづくり大学に係るセミナーにおいてアンケートの回収率を向上することを検討されたい。	
<p>本事業のセミナーの内容は満足度が高いものの、アンケートの回収率は必ずしも高くない。</p> <p>令和3年度は、セミナーがオンラインで実施されており、従来の方式によるアンケートの取得は困難であるとの事情もあると思われるものの、今後セミナーの有効性を客観的に明らかにするために、アンケートの回収率を上げることが検討されたい。</p>	<p>令和3年度は、セミナーをオンライン開催したことにより、従来の方式によるアンケートの回収が困難であった。</p> <p>アンケートの回収率を向上するため、事前にその趣旨を伝え、設問数も必要最低限とする取組を実施することとした。</p>
(6) おokayama就職応援センター事業	
【意見 1-12】相談者が実際に岡山県へ就職するための施策を検討されたい。	
<p>おokayama就職応援センターに対して一定数の相談数は認められるものの、実際の就職に至る件数は必ずしも高くない。</p> <p>こうした現状を踏まえ、相談員の採用や相談者との関係を維持する仕組み等、相談者が実際に岡山県に就職をするような仕組みを検討する必要があると考える。</p>	<p>県内就職者数の向上のためには、センターの認知度向上、登録者数の増加が重要と考え、関東圏・近畿圏の在住者に向けてWEB広告を実施した。</p> <p>また、県内企業の魅力を発信する冊子「おokayama業界地図 2023 春版」等をセンターの各オフィスに設置し、相談時に活用するなど様々な働きかけを行っている。</p>
(7) おokayamaインターンシップ推進事業	
【意見 1-13】事業効果の検証資料としてインターンシップに参加した学生の意向を把握するためアンケートの回収率を高める施策を検討すべきである。	

<p>本事業の目的は、学生に対して企業の魅力をPRし、県外の学生の還流と県内学生の定着を促進することにあることから、学生の意向を把握することは不可欠である。</p> <p>各事業に参加した学生の意向を把握するため、アンケートの回収率を高める方策を検討すべきと考える。</p>	<p>アンケート実施時には、アンケートの趣旨を伝えて協力を依頼するとともに、対象者に対して回答を促すフォローアップも併せて行うこととした。</p>
<p>(10) 在職者訓練の概要</p>	
<p>【意見 1 - 14】 在職者訓練の参加者から積極的にアンケート取得することを検討されたい。</p>	
<p>在職者訓練においては一定の修了者があることから事業自体には有効性があることは認められる。</p> <p>在職者訓練の内容を充実したものにするため、受講者のアンケートは重要な資料である。</p> <p>アンケートの実施率が低いことのみをもって事業の有効性が否定されるわけではないが、今後の訓練の質の向上のひとつの資料とするために、アンケートの回収率を高めることを検討すべきである。</p>	<p>今後の在職者訓練の質の向上のため、令和5年度からは在職者訓練の全コースにおいて、受講者に対するアンケート調査を実施することとした。</p> <p>また、アンケートの回収率を高めるため、選択式の設定の割合を多くし、受講終了時その場で記入および提出してもらうこととした。</p>
<p>【地域の特性を生かした産業の成長支援】</p>	
<p>2 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援</p>	
<p>(2) ベンチャー発掘育成事業</p>	
<p>【意見 2 - 1】 創業相談会の内容について再検討すべきである。</p>	
<p>相談者が抱える問題に対して十分に対応できていない現状があるため、開催方法（ウェブ会議の利用等）や相談担当者の選任等について検討すべきである。</p>	<p>岡山インキュベータ協議会総会において、創業相談会の開催方法について検討し、ウェブでの相談ブースを追加することとした。</p> <p>また、相談員については、事前予約による相談内容に応じ、日本政策金融公庫、信用保証組合、中小企業診断士会、産業振興財団の職員の中から専門性を考慮して選任しており、引き続き、相談者の課題解決を支援できるよう努める。</p>
<p>【意見 2 - 2】 コーディネーターの活動報告の在り方等事業検証方法について検討すべきである。</p>	
<p>現状のコーディネーターの活動報告では、コーディネーターの具体的活動内容を把握することが困難であるため、コーディネーターの活動報告の在り方を検討すべきである。</p>	<p>コーディネーターの活動内容を詳細に把握するため、活動報告書に勤務日時を記載することとした。</p>

<p>【意見 2 - 3】 首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家との意見交換会は積極的に開催すべきである。</p>	
<p>首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家に対して、県内のベンチャー企業が情報提供することができない状態は、本事業の事業効果を低減させることは明らかである。</p> <p>こうしたことからウェブ会議による実施も含め、岡山県として首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家と積極的に意見交換を実施すべきである。</p>	<p>ベンチャーマーケット開催前に首都圏のベンチャーキャピタルとの意見交換会を実施予定である。今後は、積極的に意見交換会を実施することとしている。</p>
<p>【販路開拓の促進】</p>	
<p>1 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進</p>	
<p>(1) 岡山フードバレー推進事業</p>	
<p>【意見 3 - 1】 本事業における委託業務の内容の詳細や経済的効果を把握することを検討すべきである。</p>	
<p>本事業には有効性が認められるものの、費用対効果を検証するに当たっては、委託業務に費やされた時間や成約によって生じる経済的効果を把握することが不可欠である。</p> <p>特に、本事業の委託料は 1,567 万 7,979 円と高額であるため、このような委託料を支払う合理性については、検証が必須であると考ええる。</p> <p>こうしたことから本事業の業務がどの程度の労力を伴うものであるか又は本事業によって、岡山県又は県民にどのような経済的効果がもたらされたのかを定量的に把握することを検討すべきである。</p>	<p>岡山フードバレー推進事業については、年度末に受託者である岡山県中小企業団体中央会から事業実績報告書を徴取し、コーディネーターの活動状況等を確認している。</p> <p>〔< R4 の例 >〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問相談対応：延べ 760 件（2 名の計） ・ 販路等の斡旋：222 件（ 〃 、うち成約 118 件） <p>また、スーパーマーケットトレードショーへの出展をきっかけとする成約額を調査したところ、経費を大きく上回る効果を上げていることが確認できた。</p> <p>今後も同様の調査を定期的実施し、事業効果の把握に努める。</p>
<p>(2) 首都圏アンテナショップ事業</p>	
<p>【意見 3 - 2】 アンテナショップ相談員の選定プロセスを見直すことを検討すべきである。</p>	
<p>アンテナショップの相談員の応募は、岡山県のホームページに掲載されているのみであり、アンテナショップの所在が東京都内であることを踏まえると、広く優秀な人材を募集するには、岡山県のホームページのみでは不十分であると考ええる。</p> <p>本事業を有効なものとするには、専門相談員の役割は重要であり、応募方法をハローワークや民間のサービスを利用するなどして、専門相談員は、岡山県出身者又は岡山県に居住したことがある等岡山県に所縁のある人材</p>	<p>次回、相談員を募集する際には、意見を踏まえ、選定プロセスを検討する。</p>

<p>を含め広く募集した上で、専門相談員として、岡山県の見どころを伝えるにふさわしい知識があるかについて、応募要件を課すか試験を実施するなどすべきである。</p> <p>なお、募集媒体を見直し、多様な人材の応募を募ることで、岡山県に縁のある人物を採用することも可能となると思われる。</p>	
---	--

【意見 3 - 3】本事業には、多額の公金が投入されていることから、事業の効率性についてさらに検討をすべきである。

<p>現在の店舗賃貸借契約及び店舗運營業務委託契約の期間が令和 5 年度末に迫っており、岡山県では、関係者の意見や 8 年間の実績を踏まえ、現在の店舗で鳥取県との共同運営を続ける方向で検討を進めている。</p> <p>首都圏アンテナショップの設置目的は、県産品の PR のほか、販路開拓、観光、移住等に関する首都圏での総合的な情報受発信拠点であるが、新型コロナウイルス感染症により生じた社会の変化を踏まえ、インターネット販売の充実等、更なる効果的・効率的な運営が期待できる要素があるのではないかと考えられる。</p> <p>いずれにしても、コストとベネフィットの観点から、県の実質負担を減らせるよう、多角的な検討を要すると考える。</p>	<p>アンテナショップは、本県の認知度向上とブランドイメージ確立のため、物販だけにとどまらず、観光誘客や移住の促進、県産品の販路拡大等に向けた情報受発信拠点として設置しており、令和 4 年度の実績は入館者数 402,341 人、インターネット販売等を含む売上額 423,358 千円、観光等相談件数 850 件、移住・しごと相談件数 509 件、催事スペース等でのイベント等開催日数 188 日、テレビ、新聞等でのマスコミ露出件数 319 件と前年度を上回った。</p> <p>県産品の売上で維持費をすべて賄えるとは考えていないが、安定運営のためには、売上は重要な要素であることから、5 月から実施している運営事業者の公募にあたっては、コロナ禍で開始した公式オンラインショップ（インターネット販売）を仕様上必須にしたほか、売上増に資するインバウンド対応を審査基準上重視するなど、より効果的な運営ができるよう機能の見直しをしている。</p>
---	---

(3) 首都圏県産品プロモーション事業

【意見 3 - 4】本事業の有効性の検証方法について検討すべきである。

<p>岡山県の PR を通じて、産業振興を図るためには、PR 活動によって実際に岡山県の特産品の販売が増加した等の効果があったことが明らかにされる必要があると考える。</p> <p>この点について、アンテナショップを活用したマーケティング&プロモーション事業のプロモーションについては、県産品の認知度向上を目的としていることから、効果としてリーチ数を把握している。加えて、首都圏インフルエンサーの意見を反映した POP 制作を行い、その効果を検証している。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等消費拡大キャンペーン事業及びももてなし家県産品フェア開催事業にお</p>	<p>ももてなし家県産品フェア開催業務では、お客様から伺った意見を業務完了報告書で確認しているところであり、令和 5 年度においても継続していきたいと考えている。また、毎週開催している物販・飲食店舗の店長と運営協議会事務局との意見交換の場においても、開催中のフェアについてのお客様の反応について報告してもらい、事業効果を確認するようにしている。</p>
---	--

<p>いては、県産品の販売や県産品を活用したメニューを販売しており、販売実績を把握している。</p> <p>こうした検証方法に加え、例えば、岡山県の特産品を購入した方に購入した経緯等をアンケートすることによっても、本事業の効果検証が可能となると思われる。</p> <p>このように、本事業によって、岡山県の産業振興についていかなる効果があるのかをより効果的に検証する方法を検討すべきである。</p>	
<p>(5) N E X T ものづくり自社ブランド製品創出事業</p>	
<p>【意見 3 - 5】本事業に新製品開発のフォローアップをすることについて検討すべきである。</p>	
<p>本事業によって複数の会社が新製品の開発に至っているものの、新製品の開発を中断したり、再検討する会社も同様に存在している。</p> <p>現状では、会社が新製品の開発に至らない原因等について、十分ではないことから、新製品の開発数を向上させるために、専門家の派遣等新製品の開発に関するフォローアップを実施することを検討すべきと考える。</p>	<p>新製品開発を中断した事例を調査したところ、商品開発に決定権のある者が参加していなかったため、最後の段階で製品化に至らなかった事例が多数あることがわかった。</p> <p>(開発中断した7社中5社が該当する)</p> <p>今後は、決定権を持つ者が事業に参加するよう、広報活動に努める。</p>
<p>【意見 3 - 6】ものづくりデザイン活用セミナーのアンケートの回答率を高める方策を検討すべきである。</p>	
<p>ものづくりデザイン活用セミナーの満足度や将来の改善を検討するためには、アンケートは有効な情報収集手段であることから、その回答率を高めることが望ましい。</p> <p>したがって、本事業のアンケートの回答率を高める方策を検討すべきと考える。</p>	<p>参加者 50 名中、回答者 34 名であった。WEB 開催のため、回答方法等が分かりづらかったのではないかと推測される。</p> <p>今後は、簡単な回答方法を示すとともに、アンケートの趣旨を最初に伝え、設問数を減らす等の工夫を行い、回答率を高める努力をすることとしたい。</p>
<p>【資金調達の円滑化】</p>	
<p>2 設備導入の促進</p>	
<p>(1) 創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度</p>	
<p>【意見 4 - 1】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。</p>	
<p>貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。</p> <p>損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な</p>	<p>設備貸与の審査会に関しては、担当者及び経営支援課の審査委員からの疑義や意見等に関するやり取りを記録するとともに、より明確に判断プロセスについても明記した上で、課内共有及び保管を行うこととした。</p>

<p>関与が必要であり、その中でどのような判断をしたかより丁寧な記録を残すことを検討すべきである。</p>	
<p>【意見 4 - 2】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。</p>	
<p>令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3 年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。</p> <p>リース契約においては、一般的に、リース期間満了後、借り手がオプション行使により所有権を移転することができる契約形態もある。</p> <p>このように、リース期間満了後の借り手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。</p>	<p>設備貸与事業を利用する中小企業に対して、リースという選択肢も検討してもらえるよう、リースのメリットなどを分かりやすく示したリーフレットを作成し、企業からの相談時等に活用している。</p>
<p>(2) 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度</p>	
<p>【意見 4 - 3】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。</p>	
<p>貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。</p> <p>損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な関与が必要であり、その中でどのような判断をしたか明確に記録として残すべきである。</p>	<p>設備貸与の審査会に関しては、担当者及び経営支援課の審査委員からの疑義や意見等に関するやり取りを記録するとともに、より明確に判断プロセスについても明記した上で、課内共有及び保管を行うこととした。</p>
<p>【意見 4 - 4】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。</p>	
<p>令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3 年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。</p> <p>リース契約においては、一般的に、リース</p>	<p>設備貸与事業を利用する中小企業に対して、リースという選択肢も検討してもらえるよう、リースのメリットなどを分かりやすく示したリーフレットを作成し、企業からの相談時等に活用している。</p>

<p>期間満了後、借り手がオプション行使により所有権を移転することができる契約形態もある。</p> <p>このように、リース期間満了後の借り手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。</p>	
<p>【新しい働き方の推進】</p>	
<p>1 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進</p>	
<p>(1) 健康経営推進事業</p>	
<p>【指摘事項 5-1】 専門家派遣について、派遣先企業にアンケート調査を実施すべきである。</p>	
<p>専門家の派遣について、その事業の有効性の評価は、派遣先の企業が当該専門家派遣を受けて、その後の事業にどのように活用することができるか、専門家の業務が派遣を受けた企業のニーズを満たしているかなどを確かめることによって行うことができるが、派遣先企業からのアンケートはとっていない。</p> <p>専門家派遣報告書による専門家の報告書は存在するが、当該報告書はあくまでも専門家の目線で作成されたものであり、派遣先企業にとって、当該事業が有益なものであったかは判断できない。</p> <p>派遣先企業は、専門家に来社してもらい、無料で相談ができることから、アンケート調査は必須にすべきであり、そのアンケート調査を本事業の評価に活用するべきである。</p>	<p>当該事業による専門家派遣やセミナーの開催等の取組により、国が認定する健康経営優良法人の1万社当たりの数が全国1位になるなど、一定の成果が得られたことから、当該事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行うこととする。</p>
<p>【意見 5-1】 セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。</p>	
<p>岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているのだから、できる限りアンケートの回答をしてもらえよう工夫をすべきである。</p> <p>現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。</p>	<p>当該事業による専門家派遣やセミナーの開催等の取組により、国が認定する健康経営優良法人の1万社当たりの数が全国1位になるなど、一定の成果が得られたことから、当該事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行うこととする。</p>
<p>(2) 働き方改革推進フォーラム事業</p>	
<p>【意見 5-2】 セミナー受講者からのアンケートの回答率を高め、アンケート結果を本事業の評価の参考情報として活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。</p>	
<p>本セミナーのアンケートの回答率は49%である。多額の公費をかけて開催したフォーラムで、参加者は無料で受講できるのである</p>	<p>セミナー開始前、休憩時間及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを丁寧に行った。アンケートの回収率を高め</p>

<p>からできる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。回答率が半分程度では、本事業の有効性評価は十分に行うことはできない。</p> <p>特に、本事業での講師への謝金が妥当であることを明らかにするためには、アンケート調査により参加者からの反応がコストに見合うものかどうかを証明する必要がある。</p> <p>現状のアンケートの回答率が50%にも満たない程度では、それが果たされていないと思われることから、回収率を向上させることを検討すべきである。</p>	<p>るため、回答しやすい設問（設問数の削除、選択肢の設問の増）とする見直しを行った。</p>
<p>(3) テレワーク等導入支援事業</p>	
<p>【意見5-3】参加企業を想定した紹介企業の選定をするなど内容について検討をすべきである。</p>	
<p>本事業は、テレワーク導入セミナーとして、テレワークの普及を図るため、テレワークを導入したい中小企業等に対して、成果を上げている先進企業を紹介するものであるが、アンケート調査の結果からも、受講した中小企業との規模感・レベル感のミスマッチから、参加企業の聞きたい内容とはかなりズレがあったように思われる。</p> <p>本来の事業の目的にある岡山県内の中小企業等の先進事例を多く紹介できるようなセミナーの方が、参加企業はより実務に有益な情報を入手することができると思われる。</p> <p>また、中小企業と一言と言っても規模感は様々であり、参加企業の規模感・レベル感によって、実務レベルで聞きたい内容も大きく異なると思われるため、参加企業側のニーズを汲み取るためにも、より高いアンケート回答率が必要である。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、参加企業の規模を見極め、同程度の企業から事例を紹介してもらう等、セミナーの内容を精査する。</p> <p>また、アンケートの回収率を高めるため、回答しやすい設問（選択肢の設問を増やす等）とするよう見直しを行う。</p>
<p>(5) 労働教育講座開催事業</p>	
<p>【意見5-4】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。</p>	
<p>岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。</p> <p>現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。</p>	<p>セミナー開始前及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを丁寧に行った。アンケートの回収率を高めるため、回答しやすい設問（選択肢中心）とした。</p>
<p>(6) 高齢者生涯現役就業促進事業</p>	

<p>【意見 5 - 5】本事業のテーマの重要性に鑑み、有効性が高まるよう、開催方法を再検討すべきである。</p>	
<p>出前講座を受講した企業からのアンケートにおいては、一定の評価は得ていたものの、当年度の開催状況を鑑みると、事業の有効性が高いとは言い難い。</p> <p>シニアの雇用促進という、非常に重要なテーマであることから、事業の開催方法を再検討する必要がある。</p>	<p>令和 5 年度から、多くの企業に受講機会を持ってもらえるよう、出前形式での実施ではなく、オンデマンド配信によるセミナーを実施した。</p>
<p>【意見 5 - 6】フォーラム受講者からのアンケートの回答を上げる工夫をすべきである。</p>	
<p>岡山県が公費を使って開催するフォーラムで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。</p> <p>現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。</p>	<p>フォーラム開始前及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを実施し、アンケートの回収率を高めるため、設問の見直し（設問項目の削減、設問項目の簡素化）を行った。</p>
<p>【事業継続力の強化】</p>	
<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活</p>	
<p>(1) 中小企業BCP（事業継続計画）推進事業</p>	
<p>【意見 6 - 1】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。</p>	
<p>岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。</p> <p>現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。</p>	<p>オンライン形式で開催する場合は、開会前及び閉会后にアンケートの入力について、モニターへの表示やアナウンスを実施する取組を行うなど、引き続き、工夫を凝らしながら、回収率の向上に努めたい。</p>
<p>(3) 経営革新計画によるデジタル化推進事業</p>	
<p>【指摘事項 6 - 1】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。</p>	
<p>審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。</p> <p>このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査ができないかについて</p>	<p>当該補助事業は令和 3 年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、利害関係者に該当する基準及びチェック方法について明確化することとする。</p>

<p>ての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。</p> <p>多額の補助金の交付に関与する審査員であることから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。</p>	
<p>【意見 6 - 2】本事業の補助金支給の要件を検討すべきである。</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが補助金申請要件となっているが、具体的な要件を見る限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていなくても形式的に要件を満たすケースが多く想定されることから、形式面だけでなく実質面で判定できるような要件の検討が必要である。</p>	<p>当該補助事業は令和 3 年度に終了したが、申請の前提要件である経営革新計画の承認にあたって事業者へのヒアリングを実施しており、その過程で新型コロナウイルス感染症の影響について実質面における判断も行っていたところである。</p>
<p>【意見 6 - 3】審査員の評価基準が客観的なものであるか及びその評価基準に基づく各審査員の評価の方法が適切か再検討されたい。</p>	
<p>審査員は 3 名で、それぞれの評価点を平均して決定することとなっており、特定の審査員のみ判断にはよらない。</p> <p>また、審査にあたっては、審査の基準が設定されており、制度上、全くの主観によらないものとなっているにもかかわらず、審査結果を見ると、審査員によって同一申請者に対する採点に大きな差異が生じているケースがある。</p> <p>審査員各人が持つ経験や知見は異なるため、採点にある程度バラつきがあるのは当然であるが、評価結果にバラつきがありすぎる。</p> <p>これを是正するためには、なぜこれほどの評価のバラつきが出るのかについて、以下の点について再検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準自体が適切であるか ・評価基準に基づく各審査員の評価方法が適切であるか <p>当該補助金の支給の可否によって、申請者の今後の事業計画に大きな影響を与えるなど、審査員一人一人がもつ影響力の大きさを再認識すべきである。</p>	<p>当該補助事業は令和 3 年度に終了したが、申請者の事業内容・業界動向・デジタル化の効果等に関して様々な観点から判断を行うため、複数の審査員に対して採点を依頼していたところである。</p> <p>評価に大きな差異が生じたケースについては、本補助金の趣旨に照らした際に、交付先として不適切だとまで考えられる事業者はいないことなどについて各審査員に確認済みとなっている。</p>
<p>(4) デジタル化推進による生産性向上推進事業</p>	
<p>【指摘事項 6 - 2】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。</p>	

審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。

このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査ができないかについての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。

多額の補助金の交付に関与する審査員であることから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。

当該補助事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、利害関係者に該当する基準及びチェック方法について明確化することとする。